

伊那市農業振興センターだより

運営委員長 宮原 英幸

令和5年伊那市農業振興センター運営委員会（伊那市農業再生協議会） 主食用米の需要に応じた適正生産を実施します

令和5年伊那市農業振興センター運営委員会（伊那市農業再生協議会総会）は、1月30日（月曜日）に伊那市役所にて開催し、全議案が承認されました。

伊那市の令和4年産米は、地区農業振興センター、集落役員、生産者の皆様がそれぞれの立場でご尽力いただき、適正生産の目安とされる生産数量目安値内での生産となりました。

全国の情勢は、作況指数「100」、作付面積は全国的に飼料用米等への転換が進み、国の目標を上回る5万2千haの作付面積削減となり主食用米の収穫は、国が定めた適正生産数量よりも少ない670万トンと見込まれ、米価は上昇傾向となっているものの、コロナ禍前の水準までは回復していない状況です。この中で、国からは令和5年産米に対する更なきびしい生産数量目安値が示されています。

伊那市農業再生協議会では、米価維持等の施策を生産者一人ひとりが理解し、主食用米の適正生産に一丸となって取り組めるよう、引続き生産者に目安値を提示し、需要に応じた適正生産を行うこととします。

また、水田収益力強化ビジョンを作成し、経営所得安定対策等交付金等を活用した水田フル活用を進め、地域の農地を守るため畑作への転作や、水田を活用した米による転作（加工用米、WCS、飼料用米、輸出用米等）を推進しますが、令和5年産は地域内でも一定の需要のある飼料用米への更なる転換を行わなければならない状況になっており、協力農家が不利益を被らないよう、主食用米と飼料米の価格差補填のためのとも補償事業を実施します。水田活用直接支払交付金の5年水張ルールへの対応もブロックローテーション、湛水管理等を行い交付対象外となる水田の減少を図ります。皆様におかれましては、主食用米の需要に応じた適正生産への格別なる御理解・御協力をお願いします。



生産者の皆様へのお願い

- 2月上旬に各地区農業振興センター運営委員会（地区農業再生協議会）を開催し、水田を耕作されている生産者の皆様へ営農計画書が配布されます。
- 伊那市農業再生協議会が提示する「目安値」は水稻生産の目安となる面積です。
- 目安値、JA等への出荷量、自家消費量等を考慮して水稻作付面積を決定してください。
- 営農計画書は正確に記入し、計画生産に努めてください。（記入に誤りがあると、交付金の対象にならなくなる場合がありますのでご注意ください。）
- 営農計画書は、記入、押印の上、期日までに役員の方に提出してください。
- とも補償の委任状も全農家の提出をお願いします。（とも補償事業別添参照）

～令和5年度経営所得安定対策等交付金の概要についてお知らせします。～

水田活用の直接支払交付金

【水田活用の直接支払交付金】

対象作物	交付単価
麦・大豆・飼料作物	3.5万円/10a ※1
WCS(稲発酵粗飼料)用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米・米粉用米	収量に応じ5.5～10.5万円/10a ※2

〔販売農家が対象〕

※1 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※2 飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同様。令和6年度から標準単価を段階的に引下、令和8年度において標準単価6.5万円/10a(5.5～7.5万円/10a)とする。

【産地交付金】

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、収益力向上に資する取組や高収益作物(野菜、花き)、二毛作、耕畜連携、そばの作付等の産地づくりに向けた取組を支援するものです。

※対象は交付対象水田に限ります。

(対象外:たん水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地。現場の課題を検証しつつ、5年間で

畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

【数量払】

〔認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象〕

交付単価は品質に応じて増減

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦 【水田・畑地】	5,930円/60kg	6,340円/60kg
六条大麦 【水田・畑地】	4,850円/50kg	5,150円/50kg
大豆 【水田・畑地】	9,430円/60kg	9,840円/60kg
そば 【水田・畑地】	16,720円/45kg	17,550円/45kg

☆小麦のパン・中華麺用品種は、2,300円/60kgを加算

☆未検査品・規格外品は対象外

【面積払(数量払の一部前払制度)】

当年産の作付面積に基づき数量払いの先払いとして交付

2万円/10aを前払い(そばは1.3万円/10a)

米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金(ナラシ)

〔認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象〕

◇米・麦・大豆等を対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補填

(対策加入者と国が1対3の割合で拠出)

◇対策加入者は予め一定額の積立金を拠出

◇収入保険制度に加入する方は、申請できません。

令和5年12月21日

運営小委員会報告

令和6年1月18日

- 米政策関連事項について
 - 令和4年産主食用米の需給調整の実施状況
 - 令和5年度の米政策の推進について
 - 令和5年産主食用米の生産数量目安値について
- 伊那市認定農業者審査会
新規1件を認定しました。
- 人・農地プラン検討会
地区から提出された更新申請について承認しました。
- 以下の報告事項の説明を受け確認しました。
 - 令和4年度野生動物による農作物被害状況調査について
 - 長野県新規就農里親研修制度について
 - 上伊那農業農村支援センターより、状況他報告

- 米政策関連事項 以下、説明を受け確認しました。
 - 伊那市農業振興センター運営委員会(農業再生協議会)開催について
 - 伊那市農業再生協議会地区説明会について
- 伊那市認定農業者審査会
再認定6件を認定しました。
- 伊那市認定新規就農者認定審査会
新規2件を認定しました。
- 人・農地プラン検討会
地区から提出された更新申請について承認しました。
- 以下の報告事項の説明を受け確認しました。
 - 伊那市燃料高騰対応施設園芸支援事業について
 - 上伊那農業農村支援センターより、状況他報告